

近江八幡市立沖島小学校「いじめ防止基本方針」

令和 6 年 4 月

本校におけるいじめ防止等の基本的な方向性と取組内容を「いじめ防止基本方針」として定める。本方針に基づいて、学校におけるいじめ事案への対応を組織的に進めることとし、具体的な取組や実施計画は学校評価等で年度ごとに検証し、改善を図る。

本方針は、沖島小学校ホームページに公開するとともに、必ず入学時・毎年度開始時に児童、保護者、関係機関等に説明する。

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1. いじめの定義

(第 2 条)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(注 1)「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人間関係を示す。

(注 2)「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。

(注 3)けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

(注 4)学校は、いじめられた児童生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、見守る・「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合にあっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を法第 22 条の学校いじめ対策組織へ情報共有することは必要となる。

2. いじめの態様

心理的苦痛	・冷やかしからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる ・仲間はずれ、集団による無視をされる ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる
物理的苦痛	・金品をたかられる ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
暴力的苦痛	・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする

3. いじめの理解

- ①いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。
- ②とりわけ、悪口や無視、仲間はずれ等の「心理的苦痛」を伴ういじめは、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。
- ③「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。
- ④いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたりおもしろがったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が形成されるようにすることが必要である。

II いじめ防止のための取組

いじめは、「どの子どもにも、どの学校でも起こりうる」ものであるが、決して許されない卑怯な行為であり、いじめを絶対に許さないことを毅然とした態度で指導していく必要がある。沖島小学校では、「子どもの目線」にたって子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のため、特に以下の3点に重点を置いた教育を推進する。

- ①いじめの未然防止…「お互いを尊重しあう子どもの育成」
- ②いじめの早期発見…「いじめの早期発見と毅然とした対応」
- ③いじめへの対処 …「組織的な指導体制の確立」

- ①「お互いを尊重しあう子どもの育成」…全員が存在感や達成感を味わえる教育の推進
いじめを許さない学校を作るためには、すべての子どもたちが対等な関係にある校風を培う必要がある。よって、日頃から学習活動や学校行事等を通して、全員が存在感や達成感を十分に感じるような教育実践に努め、自尊感情が満たされることにより

他人を尊重する心が育まれるように努めたい。

沖島小学校の全教育活動を通じ、児童の豊かな情操や道德心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、全ての児童が安心でき、自己有用感や充実感・存在感を感じられる学校生活づくりに努めたい。

- (1) 学校・地域・家庭その他の関係者が一体となった継続的な取り組みの推進
- (2) 豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心の育成
- (3) 相手の気持ちを理解できる心の育成
- (4) 自分と他者の人権をともに大切にし、実践的な態度の定着
- (5) すべての児童にとって、居心地のよい学級・学校作りの推進
- (6) いじめの本質や取り組みの重要性の普及啓発

②「いじめの早期発見と毅然とした対応」

いじめをはじめ児童の様々な問題行動等への対応については、早期発見・早期対応を旨とした対応の充実を図る。関係機関との連携を図りつつ、問題を抱える児童一人ひとりに応じた指導・支援を積極的に進める。

いじめに的確に対応するためには、子どもの繊細なサインを受信する心のアンテナを全教職員が持ち続ける必要がある。きめ細かな観察と定期的なアンケート調査等により、いじめの早期発見に努める。

いじめが発生した場合には、本方針に則り毅然とした指導を行うように全教職員が意識するとともに、いじめ問題の取組を学校、家庭、地域が一体となって推進できるように普及啓発に努める。

- (1) 児童の様子をしっかりと見守り、速やかに的確な関わりをもち、いじめを積極的に認知
- (2) 児童の状況をきめ細やかに把握
- (3) 児童との信頼関係の構築
- (4) いじめを訴えやすい体制や環境の整備
- (5) 学校と地域、家庭が組織的に連携・協働できる体制の構築

③「組織的な指導体制の確立」

いじめ問題に対しては、全教職員が一致協力して組織的に対応する必要がある。また、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーや養護教諭、教育相談や警察等の関係機関との連携を図りながら、指導体制（「いじめ防止対策委員会」）の一層の充実に努める。

- (1) 専門家と連携した児童支援
- (2) 学校と家庭・教育委員会との連携

- (3) 福祉・医療・司法・警察等の関係機関との連携
- (4) すべての教職員間での対処のあり方についての共通理解
- (5) 関係機関との情報共有体制の構築

1. いじめの防止についての具体的な取組

「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」運動の推進

子どもたちの睡眠不足や生活リズムの乱れは、集中力・記憶力・学習能力にかかわるとともに感情のコントロール機能に障害をきたすと言われている。本校においても近江八幡市の基本的生活習慣の定着を図る運動（「早寝・早起き・あさ・し・ど・う（早寝、早起き、あいさつ、食事、読書、運動）」運動に則り、家庭・地域と連携して、子どもが心身共に健康な学校生活が送れるように努める。

「わかる授業」の工夫

日頃から個に応じたわかりやすい授業を行えるよう努める。授業規律を定め、きちんと授業に参加し、基礎学力を身につけ、認められていると実感を持てる子どもたちを育てられるように取り組む。

学力の重要な3つの要素は「基礎的・基本的な知識・技能」「知識技能を活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力」「主体的に学習に取り組む態度」であり、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう授業改善に努める。

豊かな情操と道徳心を培う取組

- ・人権教育の充実…それぞれ様々な立場で生きる人たちの姿や立場を理解し、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育み、共に生きようとする意識の高揚を図る。
- ・道徳教育の充実…子どもたちは心を揺さぶられる教材や資料に出会い、「気高さ」や「心づかい」「優しさ」等を学ぶ。よりよく生きるためにどのような行為を選択すべきか一緒に考える。
- ・体験活動の充実…自己と向き合い、他者、社会、自然との直接的な関わりの中で、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心に自分自身が気づき発見し体得する体験活動を推進する。

教職員の感性を高める研修の推進

教職員に対して、いじめ防止等に関する研修の実施等、資質能力の向上に必要な措置を講じる。

保護者や地域への働きかけ

いじめが起きることを未然に防ぐため、社会性や規範意識、思いやりなど、子どもの豊かな人間性を育む活動を推進する。

2. いじめの早期発見と毅然とした対応

相談窓口の設置

児童生徒およびその保護者がいじめの相談を行うことができるよう相談窓口を設ける。

定期的なアンケート調査や個人面談等の充実

定期的なアンケートや個人面談等により学校が把握したいじめに関する情報について、迅速に必要な支援や対応をとる。

ストップいじめアクションプランの活用

県教育委員会作成のチェック項目「子どもたちの SOS をキャッチしよう」等を有効活用し、児童の実態把握に努める。

信頼関係を深める

いじめを訴えやすい体制や環境を整備するとともに、子どもたちの思いに耳を傾け、それぞれが持つ背景を受け止めて寄り添うように努める。また、子どもたちの良きモデルとなり、信頼されるように努める。

3. 組織的な指導体制の確立

正確な情報提供 並びに啓発活動

いじめが生じた際には、個人情報の取扱いに留意しつつ、正確な情報提供を行う。また、進学先の中学校との情報の共有化を図り、進学後の指導の連携を図る。

また、本校いじめ防止基本方針の周知により、家庭におけるいじめ防止の啓発につなげる。

いじめ防止等のための教職員の資質向上

いじめの問題について、教職員の共通理解と指導力の向上を図るため、事例をもとにした演習を中心にすえた校内研修を実施する。

関係機関等の連携

学校と警察や司法・福祉等との連携を促進するとともに、県や市の人権に関する相談機関との連絡調整や情報交換を図る。さらに、以下をはじめとした関係機関等との連携を積極的に図る。

- ・滋賀県いじめ問題対応専門員
- ・近江八幡市小・中学校生徒指導部会
- ・八幡中学校区生徒指導部会
- ・八幡中学校区教育研究協議会
- ・八幡中学校区就学前教育研究協議会
- ・人権尊重のまちづくり推進協議会
- ・滋賀県人権教育近江八幡研究会
- ・青少年育成学区民会議
- ・市福祉事務所との連携のためのケース検討会（随時 児童相談所も含めて）
- ・沖島コミセンとの地域連携
- ・訪問教育相談員
- ・SSW（スクールソーシャルワーカー）
- ・八幡中学校区自尊感情・学びの礎育成プロジェクト推進委員会 等

4. いじめが発生したときの対処

児童や保護者からのいじめの訴えはもちろんのこと、その兆候等の危険信号は、どんな些細なものであっても真剣に受け止め、すみやかに教職員相互において情報交換することにより、適切かつ迅速な対応を図る。

校長、教頭、生徒指導主任は、いじめの訴え等に基づき学級担任等へ対応を指示したり、情報を伝達したりした場合には、その対応状況等について逐次報告を受けるなど、その解決に至るまで適切にフォローを行う。

また、学級担任が一人で抱え込むことにならないよう、校長に適切な報告等がなされるように努める。

インターネット等によるいじめについての対処

インターネットを通じて行われるいじめに対しては、関係機関と連携して実態把握に努め、いじめの防止と効果的な対処ができるよう、資料の配付や研修など啓発活動を実施する。また、児童に対して、情報モラルや情報リテラシーに関する教育を推進する。

【事案への対処】

インターネット上の誹謗・中傷の書き込みについても、他のいじめと同様に決して許されないものと厳しく受け止め、生徒指導を中核として以下のように対処する。

- 1) 掲示板等の SNS に書かれた日時や内容をプリントアウトするなどして保存し、迅速に当該サイトの管理者やサイトを提供するプロバイダに削除依頼をする。
- 2) 被害児童及び保護者と面談し、本件は許してはならないいじめであること、学校は徹

底して解決に取り組み、当該児童を守り抜く決意であることを伝えて心の安定を図る。

- 3) 被害児童からの聞き取りと書き込み内容の分析から、加害児童の特定を図る。また必要に応じて全校集会を開いて、許されないいじめであることや警察等と協力して調査し発信元の解明につなげることを説明し、アンケート調査を実施する。
- 4) 加害児童が不明な場合は、警察へ被害届を提出して捜査を依頼する。
- 5) 加害児童が明らかになった場合は、深く反省を促すと共に、被害児童への謝罪を行わせる。その後、学級担任やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーらにより双方の児童の心のケアを行いながら、今回の事案のきっかけとなった人間関係の修復を図る。

【事後の指導】

- 1) 全校児童へアンケート調査を定期的実施して、インターネットによるトラブルの発生状況を把握する。また、担当者を決めて、インターネット上への児童の書き込みを定期的にチェックする。同時にトラブル発生時の相談窓口等を児童・保護者に周知する。
- 2) 文部科学省や警察庁の作成した指導資料や新聞等のインターネット関連の記事を活用して、各学級で情報モラル教育を実施する。また、外部の専門家を講師とするリテラシー教育の研修会を行い、教職員の指導力を高める。
- 3) 啓発資料を活用して、保護者懇談会や保護者研修会等の機会に、「子どものスマートフォン・携帯電話やパソコンにフィルタリングをかけること」「他人の悪口や自分の個人情報への書き込みを行わないこと」等、家庭でのルール作りと運用を促す。

スマートフォン・携帯電話等によるいじめ事件発生への緊急対応

- 1) 証拠となるメールや SNS の記録の確認と情報収集

本人や保護者からいじめの相談を受けたら、学級担任よりすぐに事実確認を行う。本人のスマートフォン・携帯電話等に残された記録から、メールや SNS の日時と内容を整理するとともに、全校児童にアンケート調査を実施し、本事案に関わる情報を収集する。

- 2) 警察への被害届と加害者への指導

躊躇せず家庭から警察に被害届を提出してもらうよう懇談する。発信元が判明したら、加害児童とその保護者を指導し、被害者に謝罪させる。児童に対しては、どんな理由があろうともいじめは絶対に許されないという厳しい姿勢で指導に臨み、しっかりと反省させる。また、保護者に対しては、スマートフォンや携帯電話の使用についていじめにつながる危険性をもっていることを認識してもらい、家庭での適切な対応を依頼する。

- 3) 臨時全校集会での全体指導

全校集会を開き、自分ごととして考えさせる指導を行う。決して許されない悪質ないじめ事案として扱い、再発防止のための指導を行う。

5. いじめへの対処後の見取り

いじめの解消の2要件

1) いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)が止んでいる状態が相当の期間継続していることが必要である。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害が重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、いじめ防止対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

2) 被害児童生徒が心身の苦痛を感じておらず、安心・安全な生活が送れていること

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめにより心身の苦痛を感じていないと認められることが必要である。被害児童生徒本人およびその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

III 重大事態への対処

1. 教育委員会又は学校による調査

(1) 重大事態の発生と調査

① 調査を要する重大事態の例

- 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合
 - ・ 児童生徒が自殺を企図した場合
 - ・ 身体に重大な傷害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神性の疾患を発症した場合
- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合
 - ・ 不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合も、学校の設置者又は学校の判断で重大事態と認識する。
- その他の場合
 - ・ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあった場合

② 重大事態の報告

- 重大事態を認知した場合、直ちに発生の報告を行う。

- ・ 学校 → 教育委員会 → 市長および県教育委員会

③ 調査の主体

- 教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするか判断する。
- 学校が主体となって調査を行う場合、教育委員会は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。
- 教育委員会が主体となって行う場合は、次の通りである。
 - ・ 学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合
 - ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合

④ 調査を行う組織

- 学校が組織した「いじめ防止対策委員会」又は教育委員会が設置した「いじめ対策専門会議」において調査を行う。ただし、構成員の中に、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・中立性を確保する。

⑤ 事実関係を明確にするための調査の実施

- 重大事態に至る要因となったいじめ行為が、「いつ頃から」「誰から行われ」「どのような態様であったか」「いじめを生んだ背景事情」「児童生徒の人間関係にどのような問題があったか」「学校、教職員がどのように対応したか」などの事実関係を可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが可能な場合
 - ・ いじめられた児童生徒から十分に聴き取る。
 - ・ 在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。この際、個別の事案が広く明らかになり、被害児童生徒や情報提供者に被害が及ばないよう留意する。
 - ・ いじめた児童生徒に対しては、調査による事実関係の確認をするとともに、指導を行い、いじめ行為を止める。
 - ・ いじめられた児童生徒に対しては、事情や心情を聴取し、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。
 - ・ これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、教育委員会及び学校法人が、より積極的に指導・支援したり、関係機関ともより適切に連携したりして、対応に当たる。
- いじめられた児童生徒からの聴き取りが不可能な場合（いじめられた児童生徒が入院又は死亡した場合）
 - ・ いじめられた児童生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後の調査について協議し、調査に着手する。
 - ・ 調査方法としては、在籍児童生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられる。

⑥ いじめられた児童生徒が死亡した時の対応

- その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。その際、亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。
- 遺族の要望・意見を十分に聴取する。
- 在校生及びその保護者に対しても、できる限りの配慮と説明を行う。
- 遺族に対して主体的に、在校生への調査の実施を提案する。その際、調査の目的・目標、調査を行う組織の構成、概ねの期間、方法、入手資料の取扱い、遺族への説明の在り方、調査結果の公表に関する方針について、できる限り、遺族と合意しておく。
- 資料や情報は、できる限り、偏りのないよう、多く収集し、それらの信頼性の吟味を含めて、専門的知識及び経験を有する者の援助の下、客観的、総合的に分析評価を行う。
- 学校が調査を行う場合において、教育委員会及び学校法人は、情報の提供について必要な指導及び支援を行う。
- 情報発信、報道対応については、プライバシーへの配慮の上、正確で一貫した情報提供を行う。なお、亡くなった児童生徒の尊厳の保持や、子どもの自殺は連鎖の可能性があることなどを踏まえ、WHOによる自殺報道への提言を参考にする。

(2) 調査結果の報告及び提供

- ① 調査結果は、速やかに報告を行う。
 - 調査結果の報告先は、下記の通り。
 - ・ 学校 → 教育委員会 → 市長および県教育委員会
- ② いじめを受けた児童生徒及び保護者に対する情報を適切に提供する。
 - 学校又は教育委員会は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。

【調査結果を報告する際の留意事項】

- ・ 他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ・ 質問紙調査に先立ち、調査結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭に置き、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要である。
- ・ 学校が調査を行う場合においては、教育委員会及び学校法人は、情報の提供の内容、方法、時期などについて必要な指導及び支援を行う。

2. 調査結果の報告を受けた市長による再調査および措置

(1) 再調査

- 重大事態の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、報告結果について再調査を行うことができる。
- 再調査を行う機関は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者（第三者）とし、当該調査の公平性・中立性を図る。
- 構成員は、弁護士、医師、学識経験者、心理や福祉の専門家等とする。
- いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

(2) 再調査の結果を踏まえた措置等

- 教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、指導主事や心理や福祉の専門家の派遣等の支援を行う。
- 市長はその結果を議会に報告する。内容については、個々の事案の内容に応じ適切に設定されることとなるが、個人のプライバシーに対しては必要な配慮を確保する。